

## 稲沢市市民参加条例に規定する市民参加手続の平成 26 年度実施状況 について（報告）

### 1 はじめに

稲沢市市民参加条例（以下「条例」という。）第 10 条の規定では、市民参加手続の対象となる施策毎に、「市民参加の実施予定、実施状況及びその結果を公表しなければならない。」と定めています。

また、市民参加をより推進していくためには、市民と市の双方が市民参加の現状を情報共有することが必要であり、特に市職員が全庁的状况を把握することは、市が市民参加の推進に真摯に取り組むために欠かせません。

そこで、各部課を対象に、平成 26 年度の市民参加手続の実施状況を調査しました。

なお、条例の適用外ではありますが、法令の規定により実施するもの（条例第 6 条第 2 項第 1 号）についても市民参加の取組と言えることから、調査対象に含めました（下記【表 1】参照）。

その結果、13 課の 18 事業において、28 件の市民参加手続が実施されたことが分かりました。

【表 1】調査対象

条例を適用するもの	市民参加手続を実施	第 6 条第 1 項 (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃 (4) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが適当と認められるもの	調査対象としたもの
	市民参加手続を実施しない	第 6 条第 1 項ただし書 「緊急その他やむを得ない理由があるとき」 ⇒（注）第 3 項により、実施しなかった理由を公表	
条例を適用しないもの	市民参加手続を実施	第 6 条第 2 項 (1) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの	
	市民参加手続を実施しない	第 6 条第 2 項 (2) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの (3) 市の機関内部の事務処理に関するもの	

## 2 市民参加の対象別実施状況

市民参加手続を実施した事務事業について、前述の調査範囲により市民参加の対象別に区分すると【表2】のとおりになります。また、その事務事業名については【表3】のとおりです。

なお、「行政改革推進事業」については、2つの施策等を対象に市民参加手続を実施しました。

【表2】市民参加手続を実施した事務事業数

条例条項等		市民参加の対象	事務事業数	構成比 (%)
第6条第1項 (市民参加の対象)	第1号	市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更	11	57.9
	第2号	市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	0	0
	第3号	広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃	0	0
	第4号	公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更	0	0
	第5号	前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが適当と認められるもの	8	42.1
第6条第2項第1号	他の法令等により、市民参加手続を実施するもの	0	0	
計			19	100.0

【表3】市民参加手続を実施した事務事業

条例条項等	事務事業名
第6条第1項	行政改革推進事業、地域防災計画修正事業、地域福祉計画策定事業、稲沢市障害者計画・第4次障害福祉計画策定事業、介護保険事業計画策定事業、子ども・子育て支援事業計画策定業務、国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）策定事業、人・農地プラン更新事業、環境基本計画進捗管理事業、男女共同参画プランⅡ（第2次改訂）、第2次稲沢市子ども読書活動推進計画策定事業
	タウンミーティング、行政改革推進事業、快適で住みよいまちづくり条例推進事業、下津地区交通環境改善検討調査業務、稲沢西地区4号公園整備、違反簡易広告物除去事業、道路維持管理事業、第3回稲沢市子どもの読書活動に関するアンケート調査

### 3 市民参加の手續別実施状況

市民参加手續の具体的な方法は、条例第7条に定められています。

第1号に「審議会等の設置」、第2号に「パブリック・コメント手續」、第3号に「ワークショップ手續」、第4号に「公聴會手續」、第5号に「アンケート調査」が定められているほか、第6号で「前各号に掲げるもののほか、実施機関が市の施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において適当と認める方法」と定め、前述の5手續以外であっても適用できることとしています（例：インタビュー（ヒアリング）、作文・アイデアの募集など）。

以上を踏まえて、平成26年度に実施した市民参加手續の方法及び実施件数を見てみると、【表4】のとおり、7つの方法で28件実施されました（第6号「その他」も1つの方法として集計）。

手續別の件数を見てみると、第1号の「審議会等の設置」が8件と最も多く、全体の約3割を占めています。

なお、ほとんどの手續方法において、昨年度と比べて実施件数が増加しており、全体で1.6倍の件数の伸びとなりました。（17件→28件）

【表4】市民参加手續の方法及び実施件数

条例条項等		市民参加手續の方法	実施件数 （）内は25年度	構成比（%）
第7条 （市民参加手續の方法）	第1号	審議会等の設置	8（6）	28.6
	第2号	パブリック・コメント手續	7（4）	25.0
	第3号	ワークショップ手續	2（0）	7.1
	第4号	公聴會手續	2（2）	7.1
	第5号	アンケート調査	4（2）	14.3
	第6号	インタビュー（ヒアリング）	1（0）	3.6
		作文・アイデア等の募集	0（0）	0
その他		4（3）	14.3	
計			28（17）	100.0

### 4 まとめ

今回の調査結果から分かった課題等について、4点整理しました。

#### (1) 「審議会等の設置」について

実施件数が8件と最も多かった「審議会等の設置」については、条例の趣旨に沿い、実施に当たって、委員の公募、会議の公開、会議録の公表を求めています。

今回の調査結果では、【表5】のとおり、半数以上は会議の公開や会議録の公表を実施しており実施担当課の意識の高さが表れた結果となりましたが、委員の公募については、公募委員の参加した事業は3件のみと十分とは言い難い結果でした。

市内の関係団体等からの推薦によって委員を選任しているケースが主な理由ですが、できるだけ多くの市民が参加しやすいよう、公募市民枠を設けるなど工夫して実施していく必要があります。

また、女性委員の登用促進や開催時間の工夫など、会議を運営するに当たり、より多くの市民が参加できる条件及び環境を整えることも重要と考えます。

【表5】審議会等における項目別実施状況

項目	実施	未実施	実施率 (%)
会議の公開	4	4	50.0
会議録の公表	6	2	75.0
委員の公募	3	5	37.5

(2) 「パブリック・コメント手続」について

実施件数が7件と「審議会等の設置」に次いで多かった「パブリック・コメント手続」については、昨年度（4件）から件数の増加がみられたものの、個々の案件に対する意見提出者数は多くて10人であり、十分とは言い難い結果でした。

理由としては、パブリック・コメント制度が市民に対して十分に浸透していないこと、また、反対意見は多く出る一方で、それ以外の意見があまりみられず、賛否を問わず多様な意見を広く汲み上げる仕組みになっていないことなどが挙げられます。

今後は、制度の啓発に一層尽力するとともに、意見提出様式を工夫するなど、多くの市民が幅広く意見を提出できるよう実施方法の改善を図っていく必要があると考えます。

(3) 市民参加手続の複数実施について

1つの事務事業につき複数の市民参加手続を併用した事業数は、6事業でした。昨年度（3事業）から増加したものの、依然少ない状況です。

市民参加手続の実施に当たっては、対象となる施策等の内容、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程に適した方法を選択し、できるだけ多くの市民が参加しやすくなるよう工夫して実施することを求めています。

条例で規定されている手続以外に、「その他適当と認める方法」についても新たな手法を検討し、既存の手続と組み合わせるなど、複数の方法の併用について検討していくことも必要ではないかと考えます。

(4) 全体について

平成26年度においては、13課の18事業で28件の市民参加手続が実施され、昨年度（11課の14事業で17件実施）と比較し、市民参加手続の件数は増えましたが、依然として職場間、職員間で市民参加に対する意識に差が生じているように感じます。全庁的に市民参加を推進していくためには、職員全体の意識を今以上に向上させることが不可欠と考えます。

以上の結果及び課題を踏まえ、引き続き制度改善に向けた調査・研究に努め、市民協働による魅力ある地域社会の実現を目指し、更なる市民参加の推進に取り組んでいきます。



平成27年5月25日  
市長公室企画政策課

## 市民参加の対象について (市民参加条例第6条関係)

市は、以下で掲げる施策等を実施しようとする場合には市民参加を求めなければなりません。

この場合において、緊急その他のやむを得ない理由により市民参加を実施しなかったときは、その理由を公表しなければなりません。

### 1 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更

#### 【計画等の具体例】

総合計画の基本構想・基本計画、行政経営改革プラン、地域防災計画、交通安全計画、地域福祉計画、障害者計画・障害福祉計画、介護保険事業計画、高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）、いきいきいなざわ・健康21、食育推進計画、観光基本計画、農業振興地域整備計画、環境基本計画、ごみ処理基本計画、循環型社会形成推進地域計画、廃棄物処理施設長寿命化計画、橋梁長寿命化修繕計画、総合治水計画、都市計画・緑のマスタープラン、住生活基本計画、公営住宅等長寿命化計画、建築物耐震改修促進計画、水道ビジョン、公共下水道基本計画、男女共同参画プラン、生涯学習推進計画、尾張国分寺史跡指定計画、子ども読書活動推進計画など

### 2 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

#### 【条例の具体例】

市民参加条例、環境基本条例、緑の保全及び緑化推進に関する条例、文化財保護条例、廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する条例、空き缶等ごみ散乱防止条例、自転車等放置防止条例、違法駐車等防止に関する条例、地域の実情に応じた基準（例：施設公物等の設置・管理・運営基準、行政サービスの提供基準）の設定を定める条例など

### 3 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入 又は改廃

#### 【制度の具体例】

情報公開制度、個人情報保護制度、路上喫煙禁止区域の指定、ごみ分別収集制度など

### 4 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定 又は変更

#### 【施設の具体例】

体育施設、文化施設、社会福祉施設、公園、道路、水道施設、下水道施設など、その設置に係る費用が多額となる規模のもの

### 5 その他特に市民参加手続を経ることが適当と認められるもの

1～4で掲げる施策等は、原則として市民参加を求めることが義務付けられているものですが、これ以外の施策等についても、本条例の趣旨を踏まえ、可能な限り市民参加を行うことが望ましいと考えます。

○ 上記に該当する事項であっても、次のいずれかに該当する場合は、市民参加の対象としないことができます。

(※市民参加の実施について否定するものではありません。)

- 1 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- 2 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- 3 市の機関内部の事務処理に関するもの